

食安発0227第2号
平成26年2月27日
(最終改正:平成29年3月17日生食発0317第19号)

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

対ベトナム輸出食肉の取扱いについて

標記について、ベトナム政府との協議の結果、別紙のとおり「対ベトナム輸出食肉取扱要領」を定めることとしました。

今後、食肉をベトナムへ輸出する場合には、施設の認定及び都道府県等が発行する衛生証明書の添付が必要となることから、輸出者からの申し出があった場合には、その対応について特段の御配慮をお願いします。